

グリーンホール田原敷地内キッチンカー等事業者募集要項

1 目的

グリーンホール田原敷地内で、キッチンカーや自走式移動販売車の設置並びに食品や物品等の販売及びワークショップ開催等により、庁舎周辺におけるまちの賑わいを創出することを目的に出店者を募集する。

2 概要

・場所

グリーンホール田原敷地内指定場所（大字上田原 1 番地）

・出店期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

・営業時間

水曜日（祝日、年末年始を除く。）他

午前 9 時から午後 5 時までの間（搬入・搬出時間を含む。）他

・区画

1 区画 15 m²（奥行き 3m×幅 5m）

・出店料

屋外 100 円／日

屋内 1000 円／日

敷地内電源を使用する場合は別途 500 円/日

3 応募資格

市ホームページや SNS 等にて公募を行い、下記の基準を満たす者とする

- （1）法人にあつては、登記事項証明書を有する者
- （2）販売については、食品衛生法その他関係法令に基づく許可を必要とする場合は、その許可、資格等を有する者
- （3）申請時点において、市に納付すべき市税等の滞納がない者
- （4）暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者(以下、「暴力団員等」という。)でない者、また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していない者
- （5）キッチンカー等出店の場合は、生産物賠償責任保険（P L 保険）又はそれに準ずる保険に加入している者
- （6）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立てを行っていない者

4 注意事項

- (1) 事業者が発電機や火気を使用する場合、消防等関係機関の指導に従い、消火器の設置等、必要な措置を講じること
- (2) 販売品目によっては、食品衛生法に基づく店舗の営業許可のほか、法令により必要となる許可、資格等を有すること
- (3) 販売品目は酒類を除くこと
- (4) 事業者は、出店及び品物、販売行為に関して発生した事故や苦情に対して、全ての賠償責任を負うこと
- (5) 販売物や看板等の設置にあたって、来館者、通行人等に影響がないよう、安全管理を徹底し、混雑時等、敷地内の動線及び安全を確保すること
- (6) 災害等、やむを得ない事情により、急遽、出店中止となることもある
- (7) 音響設備や拡声器等、騒音となりえる機器は使用しないこと（発電機等必要な機器は除く）
- (8) 庁舎敷地内での呼び込み、宣伝は行わないこと（区画内の看板等は除く）
- (9) 事業者の責において発生したゴミ・排水等は持ち帰ること
- (10) 使用料については、使用日までにその全額を支払うこと
- (11) 提供する容器等ごみが出る場合は、事業者がごみ箱を設置し回収すること
- (12) 提供する容器等はエコ容器にするなど、出来る限り環境に配慮したものを使用すること
- (13) 販売価格については公共施設で販売することを踏まえて、適正な価格を考慮すること
- (14) 出店中は区画へシート敷設等を行い、敷地の汚れ防止対策を行うこと
- (15) 四條畷産食材及び、地域振興にかかわる商品の優先利用に努めること

5 応募手続き

応募資格のある事業者は、下記の書類を提出すること

- 行政財産目的外使用許可申請書（様式1）
- 誓約書（様式2）
- 納税証明書
- 実施にあたり法令により必要となる許可、資格等の写し
- 生産物賠償責任保険（PL保険）等の証明書の写し
- 車検証の写し（キッチンカー）

提出先

四條畷市田原支所

住所 〒575-0014 四條畷市大字上田原1番地

TEL 0743-78-0175

メール tawara@city.shijonawate.lg.jp

応募の期間

令和7年9月1日から令和8年3月23日

出店者の決定

応募多数の場合は、市内事業者を優先とし別途協議のうえ出店者を決定する。出店機会を広く提供する観点、また販売種類の多様化の観点から応募状況に応じて調整を行う。

要項制定日 令和7年8月26日